

2023.1.14

集会所運用：使用料徴収について

事務局

2023.1.14運営委員会です承されました

1. 目的

現在、使用料支払いの基準が徹底されていない。会員、非会員の区分を明確にして運用をする。

＊ただし第4条は現状通り適用する。

2. 承認伺い事項

集会所運営規定第5条に基づき非会員1名につき100円徴収する。

3. 集会所運用規定

(無料で使用できる集会)

第4条 戸頭町会の運営に関する各種会議及び行事。

2 市等公共機関が行う会議及び行事で会長が認めるもの

3 高齢者（65歳以上）によるサークル活動

4 子供会、青少年、スポーツ等の青少年育成団体が行う行事等

5 その他会長が認めたもの。

(使用料)

第5条 前条以外の目的で使用する場合は、原則として全て有料とし、使用料金は、使用許可と同時に支払わなくてはならない。

使用料金は、1回（4時間）1室当たり次の通りとする。

(1) 和室 200円

(2) 和室 300円

(3) 洋室 500円

ただし、非会員を含む場合は、非会員1名につき100円を徴収する。

2022.12.24 本部役員会協議結果

・規程を厳格に履行する。

① 第4条3. 65歳以上は平均年齢とする。

② 使用料：第5条：第4条が適用される場合室料が無料、非会員

は100円/回を徴収する。

- ③ 月3回使用の場合、3回目については室料を徴収する。
第3条2. の適用に基づく。

意見

- ・ 会員、非会員の区別を明確にすること必要である。
- ・ 子供についても100円徴収すること、保護者への町会理解を深める。
- ・ 1月より開始、問題が生じた場合、2月に解決を図る。

—以上—